

# 道路空間を多目的に活用するための 道路占用ガイドライン

歩いて楽しむ いちのみやストリート

令和3年6月 一宮市

建設部道水路管理課

## 目 次

1. ガイドライン策定の背景	1
2. 道を活用した地域活動の基本的考え方	2
(1) 視点・あるべき姿	2
(2) イベント開催にあたって守っていただくこと	2
3. 道路占用の許可基準	3
(1) 路上イベントのための占用目的	3
(2) 地域活動の実施主体（占用主体）	3
(3) 占用期間	4
(4) 占用場所	4
(5) 占用物件の構造	8
(6) 占用許可の条件	9
(7) 利用上の注意事項	11
(8) 占用料について	11
4. 道路の占用許可の申請手続き	12
(1) 路上イベントなどの実施に関する事務手続きの流れ	12
(2) 申請書類	14
別表1「道路の占用許可チェックリスト」	15

## 1. ガイドライン策定の背景

一宮市は2021（令和3）年に中核市に移行し、また「市制施行100周年」という節目の年を迎えたことから、魅力あるまちづくりを益々推進していきたいと考えております。

そのなかで一宮市では、公民連携による路上イベントの開催を推進することで、歩行空間の回遊性が高まり、まちに賑わいが生じ、魅力あるまちづくりに大きく寄与できるものと考えました。

近年、地域の賑わい創出のためのイベントの場やオープンカフェとして、道路空間の活用への期待が全国的に高まっており、国土交通省において、道路空間で地域活動を行う方々の活用を念頭に「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版」が作成されました。

ここには、公共性・公益性への配慮はもちろんのこと、地域における合意形成などに留意することが求められています。

これを踏まえ、一宮市においても、道路を行政や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として利用できるよう、今まで以上に道路占用について、弾力的に認めることとしました。

なお、沿道及び周辺には、週末も営業している店舗や事務所があるとともに、居住している方もおみえになります。本ガイドラインでは、適切な道路の管理が図られるよう道路管理上支障のない範囲において、賑わい創出を目的とした路上イベントを実施するための具体的な基準や留意点をとりまとめたものです。

### <道路使用許可と道路占用許可>

路上でイベントを開催する場合には、「道路使用許可」が必要になります。

併せて、テント等の物件を設置する場合には、「道路占用許可」が必要になります。

本ガイドでは、一宮市が管理している道路にテント等の物件を設置して「道路占用許可」が必要なイベントの開催をお考えの皆様に向けての説明となります。（国道・県道は除く）パレード等のように物件を設置しないもの（「道路使用許可」のみのもの）につきましては通行規制をかける必要がある等、地域に与える影響が大きい場合には、本ガイドに準じて、地域や関係部署への情報提供をお願いします。

#### ※「道路使用許可」

道路は本来、人や車が通行するためのものですので、道路上でイベントを開催する場合は、道路交通法第77条に基づき、警察の道路使用の許可が必要になります。

#### ※「道路占用許可」

1日に満たないイベントでも、道路上にテーブルやイス、ステージ等を継続して設置する場合、道路法第32条に基づき、道路の占用許可が必要になります。

※一部のイベントについては、本ガイドの適用外となります。

（一宮七夕まつり、濃尾大花火等）

## 2. 道を活用した地域活動の基本的考え方

### (1) 視点・あるべき姿

1 歴史、文化の視点	2 市民等「人」の視点	3 第7次一宮市総合計画の施策推進の視点	4 公共空間活用化の視点
<p>○守り育てられてきた、歴史的な真清田神社や地場産業の尾州ブランド等が、一宮市の魅力を高めています。</p> <p>○取組が広報・プロモーションを通じ、市内外の多くの人に認知されています。</p>	<p>○訪れる人が居心地の良い、また出かけたい気持ちは生まれます。</p> <p>○市民の地元への誇りや愛着（シビックプライド）に繋がっています。</p>	<p>○「人を呼び込む」シティープロモーションの取組として、公民連携による魅力的で賑わいのあるイベント開催や拠点づくりにより、誰もが訪れてみたい魅力的な拠点となっている。</p>	<p>○「公共性」「公益性」あるイベントが展開され、公民連携の手法で公共空間が活用されています。</p> <p>○居心地が良く歩きたいまちなかづくりとして「まちなかウォークブル推進事業」に役立っています。</p>

### (2) イベント開催にあたって守っていただくこと

#### ■道路占用を伴うイベント開催にあたっては、「地域における合意形成」が必要です。

公共的な空間である道路でイベントを開催するにあたっては、公共性・公益性に配慮することはもちろんのこと、地域住民・団体等との合意形成がなされていることが前提となります。

イベントによる騒音の発生、道路上への物件設置による一般交通への影響、交通渋滞の発生等、周辺にお住まいの方や業を営む方などの日常生活への配慮が求められます。

イベントを開催するにあたって、地域や沿道施設へ丁寧な企画説明・調整を行い、地域に受け入れられるイベントとしてください。

※公共性：広く一般に開かれていること（特定の者のみが使用できる状態は不可）

※公益性：住民の福祉の増進（利益）があること

#### 音に関すること

音の発生するイベント等では、生活や営業に支障が発生しないよう十分な事前調整を行うこと。アンプ、スピーカー、ドラム等、大音量を発生する機材、楽器は原則使用できません。

※ステージ等を設置する場合は、ステージの位置や向きについても配慮をお願いします。

### 3. 道路占用の許可基準

道路占用許可は、道路管理者が道路法第33条第1項などにより、以下のような基準への適合を判断し、許可します。

- ① 占用許可の対象物件であること
- ② 道路の敷地外に余地がなく、やむを得ないこと
- ③ 占用の期間や場所などに関する道路法施行令の基準に適合していること
- ④ 一般原則に適合していること（公共性、安全性、計画性）

地域活動においても、上記の基準に基づき、個別具体的に各道路管理者が判断し、道路占用を許可することになりますが、一宮市においては、路上イベントが以下のようなものである場合には、地域の活性化などの観点から弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として支援することとしています。

#### （1）路上イベントのための占用目的

- ア 地域の活性化や都市における賑わいの創出などの観点から、地方公共団体及び地域住民・団体などが一体となって取り組むもの
- イ 地方公共団体が実施するものでない場合や地方公共団体が協議会などに参加していない場合であっても、地域住民・団体などが一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域の活性化などの観点から当該路上イベントを支援するもの

#### （2）地域活動の実施主体（占用主体）

路上イベントに伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。

- ア 地方公共団体
- イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ウ 地方公共団体が地域の活性化等の観点から支援する路上イベントの実施主体

- 1 地方公共団体が支援しているかどうかの確認を行う必要がありますので、支援、後援がわかる「共催・後援名義使用許可通知書」等を添付してください。
- 2 地域住民や地域の町内会、商店会、他の道路利用者の理解を得られるよう、事前に周知を行ってください。（特に、上記（2）ウの場合）
- 3 緊急連絡先を設けること  
イベント開催期間中の緊急事態や苦情への対応のため、イベント主催者及び主催・共催・後援の行政担当者等の当日の緊急連絡先（必ず当日に連絡がつくもの）を作成し提出してください。

### (3) 占用期間

占用の期間については、1、2日の一時的なものから数週間といった継続的なもの、又は、土日祝日のみ開催するような反復的なものが想定されますが、占用目的や通行の安全性、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて実施することから、警察署の道路使用許可と合わせた事前相談が必要となります。

イベントの開催時間は、原則 10時から17時までとすること。搬入・搬出などの時間を含めた道路の利用時間は原則 9時から19時までとすること。なお、交通量の多い時間帯などで、円滑な交通に影響を及ぼす可能性がある場合はこの限りではありません。

継続的・反復的に実施する場合、占用主体は次に限ります。

- 1 地方公共団体【3(2) 占用主体のア】
- 2 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等【3(2) 占用主体のイ】

### (4) 占用場所（設置例 P6. P7 参照）

ア 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

【例】信号機を隠すようなモニュメントの設置  
道路標識、案内板を塞ぐようなテントの設置等

イ 歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあっては3.5m以上、その他の場所にあっては2.0m以上）を確保すること。

ウ 路上イベントに伴う占用物件は、歩車道境界線から0.25m離れた場所に設置すること。ただし、交通規制を伴う場合で、道路管理者及び交通管理者が道路の構造又は交通に支障がないと認めた場合については、この限りではない。

エ 付近に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合には、当該ブロックから原則として0.9m以上の離れた場所であること。

ただし、別途の対応措置を施し、道路管理者が視覚障害者の通行に支障がないと認めた場合、この限りではない。

- 1 「愛知県人にやさしい街づくり」の視覚障害者誘導用ブロックの設置例（歩道幅員が広い場合）として60cm程度の通路に、30cmの余裕を加えた0.9mとしています。
- 2 別途の対応措置とは、迂回路として仮設の視覚障害者誘導用ブロックを設置し、視覚障害者を介助できる誘導員が設置されていることを指します。

オ それらに加えて、次の場所については占用を禁止しています。

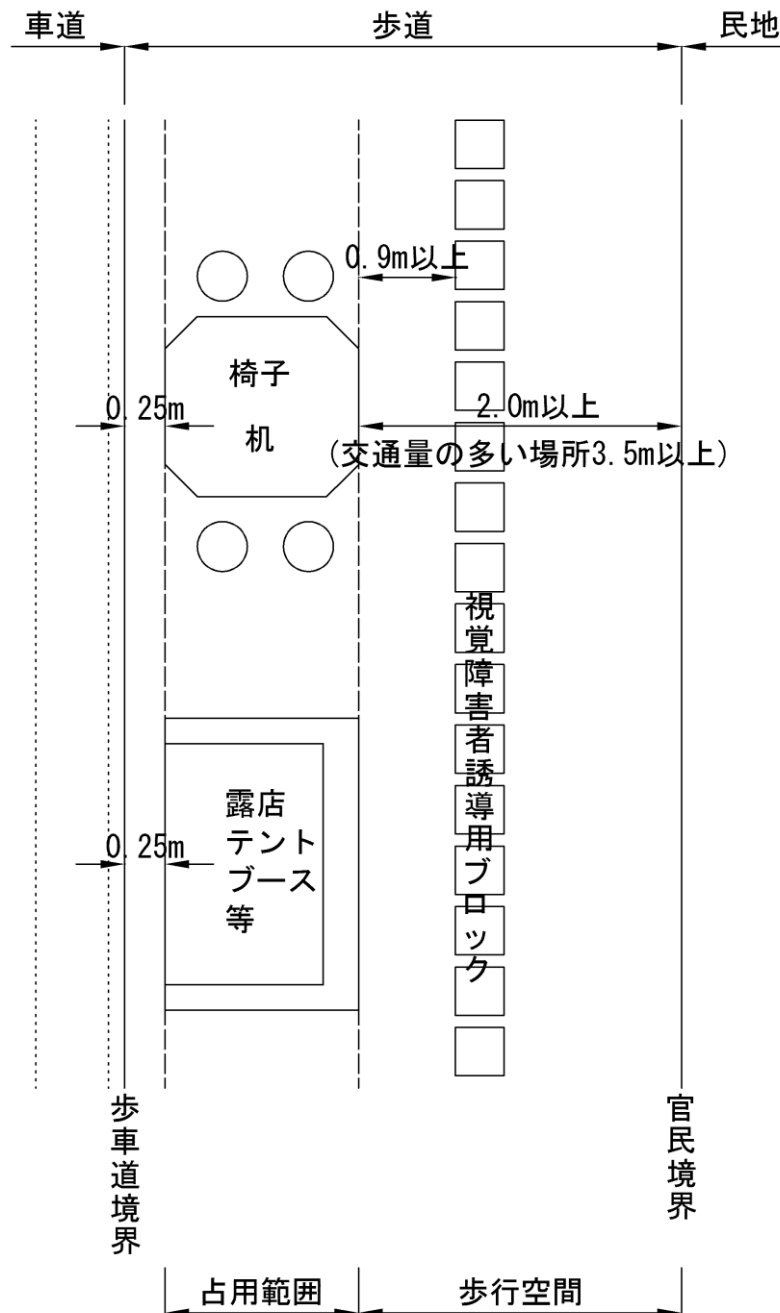
- 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- 横断歩道又は踏み切りの前後の側端からそれぞれ前後5メートル以内の部分
- バス停留所標識、消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分
- 他の占用物件に支障を及ぼすおそれのある場所

交通規制を伴う場合については、一部禁止場所を解除する場合があります。

【例】交通規制のため交差点に車両が入ることができない場合、交差点の側端から5メートル以内の部分は禁止場所とならない等

※交通管理者の判断も必要になります。事前に一宮警察署と相談してください。

設置例 1 (歩道上に占用物件を設置する場合)

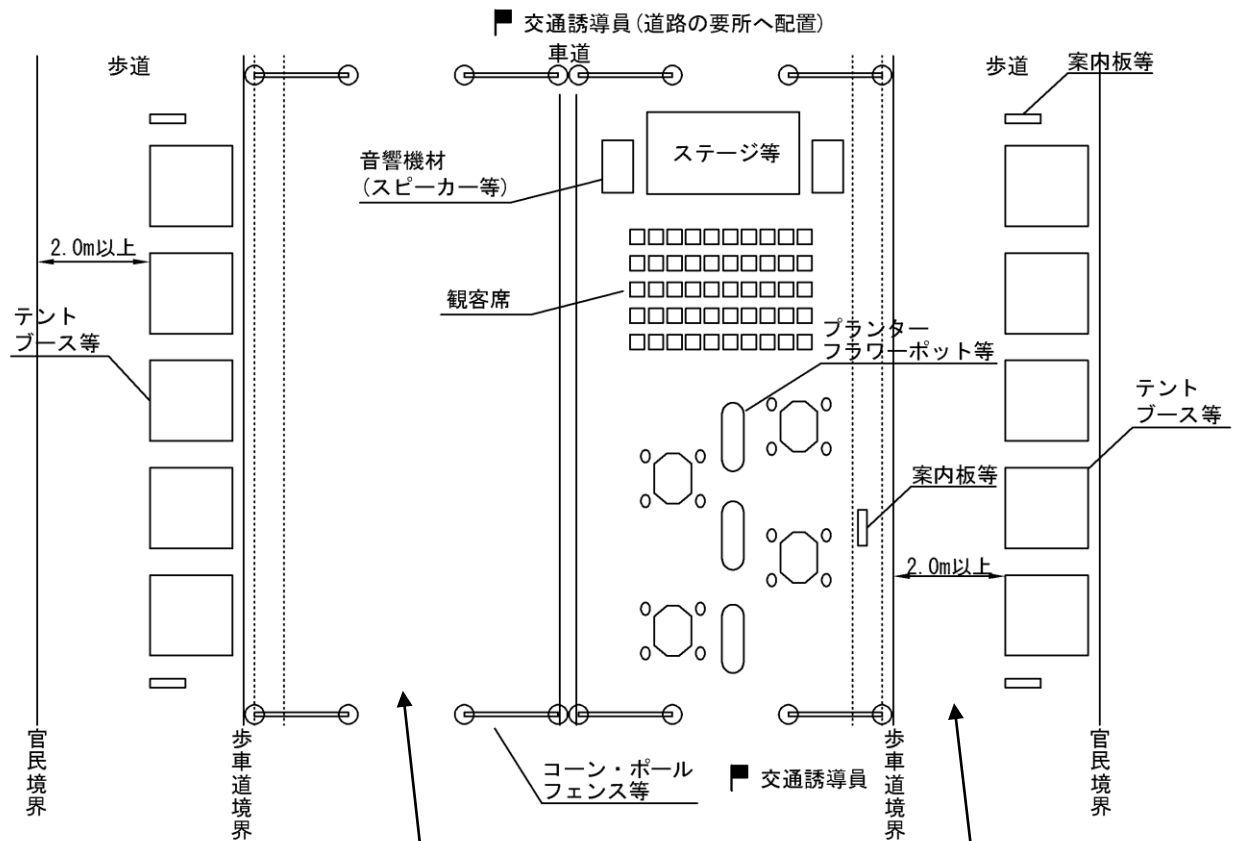


露店、テントブース等の前に立ち止まる人や、並んで買い求める人で、通行の支障とならないよう、あらかじめ、お客の立ち止まるスペースを確保したテント等の設置とし、それを含めた占用範囲とすること。

【例】並ぶための動線を表示したり、誘導員を配置する



設置例 2 (交通規制を伴う場合)



緊急時や災害時に速やかに緊急車両が通行できるよう、車両が通ることができる空間を確保してください。

イベントに関係のない歩行者もいますので、歩道の動線を確保してください。

交通規制を伴う場合でも、緊急時や災害時に緊急車両が通行できるよう車両の進入を全て塞ぐような占用物件を設置することはできません。ただし、緊急の際にすぐに動かせる占用物件であれば設置できる場合があります。

## (5) 占用物件の構造

- ア 道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観などに配慮することであること。
- イ 風などで倒壊、剥離、汚損などがないように安全性を確保すること。

- 1 主な占用物件としては、  
テント、パラソル、ステージ、イス、電飾、フラワーポット、フェンス、コーン、ベンチ、のぼり旗、看板、案内板等 です。  
地域活性化や賑わいの創出に資するため、本来、占用許可を認めていない占用物件についても弾力的に占用許可を行います。  
そのため、路上イベントに係る占用物件ということがわかるよう、平面図に位置、寸法等を図示してください。
- 2 路上イベントの占用物件は、路上イベントの行われている範囲内に設置するようにし、申請の際には、イベントの範囲を図示してください。
- 3 道路の構造に支障を及ぼすものとは  
【例】アスファルトに杭を打って占用物件を固定すること  
照明灯支柱に穴を空けて占用物件を固定する等をいいます。  
地中に基礎を固定する建築物は設置できません。
- 4 のぼり旗、看板の設置については、道路交通安全上支障となる場合が多く、また景観、美観に配慮する必要があります。そのため、表示の仕方や場所などにルールが定められていますので事前にご相談ください。  
【例】歩道幅員が2.5m未満の場合には設置できません。  
継続的・反復的な路上イベントの場合には設置できません。

## (6) 占用許可の条件

代表的な条件として以下の項目が挙げられます。

- ① 道路占用許可書は、占用者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
- ② 交通安全については、一宮警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
- ③ 道路管理上支障となる時又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、占用期間内であっても、本許可は取り消すものとし、更に当該占用物件を占用者の費用で移設、撤去すること。
- ④ 占用物件を設置する際は、信号機及び標識、街路灯、側溝、雨水桝、視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）等の道路付属物の機能を妨げないこと。

急な天候の悪化で豪雨などになった際に、側溝や雨水桝の上にテントやテーブルが設置されていると排水機能が阻害される恐れがありますので、占用物件を設置する際には注意してください。

また、視覚障害者用誘導ブロックの上に立ち止まることのないよう、イベントの来場者に注意喚起をしてください。

- ⑤ 路上イベントの実施、占用物件の設置及び管理に起因して、道路及びその付属物、境界標（道路びょう、境界杭、木杭）を破損、汚損などしないように十分注意すること。  
なお、やむを得ず破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。
- ⑥ 路上イベントの実施、占用物件の設置及び管理に起因して、第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占用者の責任において損害、紛争等を解決すること。
- ⑦ 占用者は、住所、氏名、内容を変更する場合には、速やかに変更の申請を道路管理者に提出し、許可を受けること。
- ⑧ 路上イベントの実施に当たっては、地域住民や地域の自治会、商店街、他の道路利用者の理解を得られるよう、イベントの内容などを事前に周知し、理解を得ること。
- ⑨ 占用物件は、信号機や道路標識と類似し、これらの効用を妨げ、又はその視認性を害するものでないこと。

- ⑩ 路上イベントを実施する際は、迂回路や駐車場などの交通案内を行うこと。

※イベントの実施場所や迂回路、駐車場への案内を行う際に、周辺道路に看板などを設置する場合は、原則樹木には設置できません。また、風などで倒れないように措置を講ずる必要があります。その他、幅員が狭いなど、道路管理者が危険と判断した場合は設置できない場合があります。

- ⑪ 路上イベントにより多数の来客が見込まれる場合は、駐車場などを確保すること。

路上イベントは普段と比べ多くの来客が見込まれます。そのため、道路本来の目的である一般交通を損なわないよう、一定の駐車場の確保を条件とする場合があります。（イベントスペースを駐車場（自転車を含む）とすることは禁止です。）

- ⑫ 関係車両の出入りについて、緊急車両等の通行に支障とならないようにすること。

非常時（傷病者が発生した、災害が発生した等）に、緊急車両が速やかに通行できるようにしてください。

- ⑬ 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。

それらに加えて、地域住民等の理解を得るための方法として、美化活動や放置自転車対策等の公益活動を条件とする場合があります。

- ⑭ 実施期間中において道路の要所へ交通誘導員を配置すること。

路上イベント開催中は道路上の一定の場所・区間に多数の人々が集まることに伴う通行上の危険を防止し、円滑な通行を確保することや、路上イベント終了後の原状回復を適切に行うための方策について、十分な注意を払う必要があります。

- ⑮ 占用期間が継続する場合であっても、占用物件は、その都度、移設又は撤去することを原則とする。通行に支障のない範囲でやむを得ず、夜間にテントなどを設営したままにする場合は、警備員の配置や、バリケードなどの保安設備で周囲を区切るなど安全確保のため対策を講じること。また強風等により周囲に損害を生じさせないよう安全を確保すること。

- ⑯ 本許可書は申請地である一宮市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所の占用を行う場合は、各々の許可を得ること。

- ⑰ 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、一宮市道路占用条例その他関係法令についても遵守すること。

## (7) 利用上の注意事項

- ① 歩行空間への車両乗り入れは、資材などの搬入・搬出など最少限度とし、歩行者の安全に注意すること。
- ② 火器を使用する場合は、直火は禁止とし、消火器を準備したうえで、地面を汚さないように使用すること。また、燃料の保管や補給方法などについて細心の注意を払うこと。
- ③ 電気・水道は設置されていないため、必要な場合は各自で用意すること。
- ④ イベントで発生したごみ等についてはごみ箱を設置し、申請者の責任で処分すること。

※露店の開設や、火災と紛らわしい煙や炎を発生することが考えられます。一宮市火災予防条例に基づき、各種届出が必要となる場合があります。

占用許可の条件及び利用上の注意事項に加えて、次の行為を禁止しています。

### ◆禁止内容

- ① 公序良俗に反すること。
- ② ギャンブル（公営競技を除く）に関すること。
- ③ 政治活動に関すること。（公職選挙法によって許可されているものは除く）
- ④ 個人及び特定の団体を非難する主義又は主張を述べること。
- ⑤ 宗教に関する集会等を実施すること。
- ⑥ その他、道路管理者が不相当と認めること。

※許可条件や注意事項に違反したり、禁止事項を行った場合は、道路法71条により許可を取り消す場合があります。そのような場合、次回以降についても占用許可を行うことができなくなりますので、ご注意ください。

そのほか、別表1「道路の占用許可チェックリスト」も参考にしてください。

## (8) 占用料について

路上イベントを実施する際、原則として道路占用料が必要になります。道路占用料は、一宮市道路占用条例第13条に基づき、占用物件の内容、面積、期間等に応じて計算し、許可の際に納付書を発行しますので、納期限内にお近くの金融機関などで納付してください。

なお、次の場合は、占用料の減免が受けられる場合があります。

市が主催する事業

市と他の団体が共催する事業、市が後援する事業

国や地方公共団体が主催、共催、後援する事業

公共的団体が使用⇒農業協同組合、商工会議所など

小・中学校の在学者、高校・大学の在学者・園児の団体が教育で使用

※上記の事業であっても収益が発生し、路上イベントの運営費等に充当されない場合には占用料が徴収されます。（例：営業行為を行う主体として露店業や各商店主等に依頼し、「生業」として行うものなど）

#### 4. 道路の占用許可の申請手続き

##### (1) 路上イベントなどの実施に関する事務手続きの流れ

路上イベントの開催にあたっては、地域における合意形成が得られていることが前提として、道路の使用・占用に係る手続きが必要になります。

以下のフローに沿って手続きを進めてください。

時期	イベント主催者	市（支援する担当部署）	市（道水路管理課）	警察署
6 か月前から	<p><b>企画書（概要）</b></p> <p>○イベント開催希望日の確認</p> <p>○地域への事前確認（調整状況についての書面を提出）</p> <p><b>行政への事前確認</b></p> <p>○道路の使用・占用に関すること</p> <p>・条件等について事前に確認してください。</p>	<p><b>事前審査</b></p> <p>○支援の可否を事前に審査します。</p>		
		協議 回答		
		協議 回答	<p><b>事前協議</b></p> <p>○占用条件について事前にお伝えします。</p>	<p>○道路使用の許可基準について事前にお伝えします。</p>
			<p>※イベントの概要、スケジュール、占用配置予定図、構造図などを持参ください。</p>	
	<p>※<u>食品衛生に関すること</u>（市保健所）</p> <p>・食品提供がある場合は取扱内容について事前に確認してください。</p> <p>※<u>屋外広告物に関すること</u>（市公園緑地課）</p> <p>・ポスター、のぼり旗、看板等の屋外広告物について事前に確認してください。</p> <p>※<u>建築物に関すること</u>（市建築指導課）</p> <p>・建築物に該当しないか事前に確認してください。</p> <p>※<u>一宮市火災予防条例に関すること</u>（市消防本部予防課）</p> <p>・屋外催しの規模、内容について事前に確認してください。</p>			
2 か月前まで	<p><b>企画書（詳細）</b></p> <p>○あわせて<u>後援名義使用許可申請書</u>を提出してください。</p>	<p><b>受理</b></p> <p>○後援名義使用許可通知書</p>	<p><b>中間協議</b></p>	
	提出 通知		協議 回答	

時期	イベント主催者	市（支援する担当部署）	市（道水路管理課）	警察署
概ね 1か月前 まで	<b>道路占用許可申請</b>	提出	<b>受理・審査</b> ○協議書、意見聴取書を発行（概ね2週間）	
	<b>道路使用許可申請</b>	提出	添付	<b>受理・審査</b> ↓（概ね2週間）
	<b>許可書</b>	交付	<b>道路占用許可</b>	<b>道路使用許可</b>
	<b>占用料の支払い</b>		※警察署で道路使用許可を受理したら、そのまま道水路管理課に協議書、意見聴取書を提出してください。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fce4ec;"> <p>※企画書の最終版を「地域・沿道施設等へ提出・周知を必ず行ってください。」</p> <p>※通行規制を行う場合は、告知看板の掲示も必要になりますのでご注意ください。</p> </div>				
実施 日以降	<b>イベントの実施</b>			
	○期間中は必ず許可書を携帯してください。 ↓ <b>イベントの終了後</b> ○終了翌日から2週間以内に「実施報告書」を提出ください。			<b>受理</b> ○破損、汚損が確認された場合は別途説明及び復元をしていただきます。

「道路の占用許可＝路上イベントの許可」ではありません。

道路の占用許可は、路上イベントに係る道路上に設置する占用物件（テント、ステージなど）に対する許可です。併せて、警察の道路の使用許可が必要となります。また、食品営業の許可（保健所）や催物開催の届出（消防署）などが必要になる場合がありますので、時間的な余裕をもって事前に関係部署に相談を行ってください。

## (2) 申請書類

道路占用許可申請は、市役所 8 階の道水路管理課に下記の申請書類を提出してください。申請は、時間的に余裕をもって行い、特に新規申請の場合は、事前に相談するようにしてください。(P12～手続きフロー参照)

### ◆申請書類◆

No.	必要書類	部数	備考
1	道路占用許可申請書	2部	<a href="https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shisei/kensetsu/1010069/1005458.html">https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shisei/kensetsu/1010069/1005458.html</a>
2	位置図	2部	
3	平面図	2部	占用物件の位置、イベント開催の範囲
4	占用物件の構造図及び横断図	2部	形状、材質、占用物件の安全対策、禁止場所に設置していないか分かるもの
5	現況写真	2部	
6	実行委員会・協議会等名簿一覧表	2部	
7	管理体制表	2部	事故発生時の緊急連絡体制
8	イベント関係書類	2部	イベント概要書、企画書などイベントの内容、スケジュールが分かるもの。
9	共催・後援名義使用許可通知書(写し)	2部	国、地方公共団体が支援する場合
10	道路占用料減免申請書	1部	免除対象の場合
11	その他必要書類	2部	

### ◆イベント終了後(実施報告書の提出)◆

路上イベントが終了した日の翌日から **2週間以内**に「実施報告書」を提出ください。

※添付書類…イベントなど様子が分かる写真(スペースごとにイベント実施中・撤去清掃後)



別表 1 「道路の占用許可チェックリスト」

No.	項目	内容	チェック
1	目的	地域の活性化、賑わいの創出が目的か	<input type="checkbox"/>
2	目的	地域住民・団体などの理解が得られているか	<input type="checkbox"/>
3	主体	①国・地方公共団体	<input type="checkbox"/>
		②国・地方公共団体を含む協議会、実行委員会	<input type="checkbox"/>
		③国・地方公共団体が支援する実施主体	<input type="checkbox"/>
4	主体	緊急時における誘導、事故発生時における管理能力があるか	<input type="checkbox"/>
5	主体	営利目的のために行われる特定企業が占用主体でないか	<input type="checkbox"/>
6	主体	安全かつ円滑な通行の確保や駐車場、交通整理ができる占用主体か	<input type="checkbox"/>
7	場所	十分な歩行空間が確保され、一宮警察署の道路使用許可を得られるか（道路交通に影響を与えるものではないか）	<input type="checkbox"/>
8	物件	道路の構造に支障を及ぼさないものか  （道路施設に損傷を与えないものか、道路に支障を及ぼす場合に現況復旧できるか）	<input type="checkbox"/>
9	その他	迂回路や駐車場などの交通誘導員を配置しているか	<input type="checkbox"/>
10	その他	多数の来客が見込まれる場合に十分な駐車場を確保しているか	<input type="checkbox"/>
11	その他	緊急車両等の通行に支障とならないような配置になっているか	<input type="checkbox"/>
12	その他	食品営業許可、催物開催届など事前に関係部署へ届出がなされているか	<input type="checkbox"/>
13	その他	本ガイドライン及び許可条件を理解し、遵守できるか	<input type="checkbox"/>
14	その他	過去に道路利用に関して、違反行為や禁止行為をしていない	<input type="checkbox"/>

※全てのチェック項目にチェック（項目 3 は該当の 1 つ）がついたうえで申請してください。